



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://www.miyarou.go.jp/>

Press Release

報道関係者 各位

平成23年7月7日

宮城労働局労働基準部

監督課長 荒木 治美

労働時間設定改善指導官 堀内 克浩

(電話) 022(299)8838

健康安全課長 加納 圭吾

主任地方労働衛生専門官 戸村 章治

(電話) 022(299)8839

寄宿舎の設置に伴う届出や熱中症の予防を！

～ 災害復旧工事等に伴い宮城労働局長から要請 ～

東日本大震災による災害復旧工事等については、一定の期間内に多数の労働者が作業に従事し、中には遠隔地を住居とする方や熱に順化していない(熱に慣れ、その環境に適応していない)方も相当数見込まれることから、このような労働者の就労に向けて、事業者は、適切な寄宿舎の設置や熱中症の予防対策等を行う必要があります。

このような状況等を踏まえ、宮城労働局(局長 小山浩一)では、寄宿舎の設置に伴う届出等の関係法令の遵守や熱中症の予防対策等に一層取り組むよう関係団体等への要請を行いました。

要請内容は次のとおりです。

事業附属寄宿舎及び建設業附属寄宿舎について、次をポイントとし、1ページ～40ページにより要請(1)

労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく寄宿舎の設置等に係る最低基準である事業附属寄宿舎規程(昭和22年労働省令第7号)及び建設業附属寄宿舎規程(昭和42年労働省令第27号)の遵守による寄宿する労働者に係る安全衛生の確保
建設業附属寄宿舎について、「望ましい建設業附属寄宿舎に関するガイドライン」(平成6年9月28日付け基発第596号)の周知・啓発等による住環境の向上等

熱中症予防対策について、次をポイントとし、41ページ～により要請(ただし、一部の関係団体へは改めて要請)(2)

WBGT値(湿球黒球温度)を求めること等により、職場の暑熱の状況を把握し、必要な作業環境管理、作業管理、健康管理等を行うこと
計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を踏まえた健康管理等

1 **奇宿舍関係の要請文については、別添1～別添3を参照願います。**

2 **熱中症関係の要請文については、別添4～別添7を参照願います。**

【要請に係るリーフレットについては、厚生労働省ホームページから閲覧できます。】

建設業附属奇宿舍規程の主な内容

望ましい建設業附属奇宿舍に関するガイドライン

(アドレス)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/dormitory.pdf>

熱中症を防ごう！

(アドレス)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>